

## 無料検査事業の対象者の変更等について

令和4年4月1日（金）から、群馬県新型コロナ検査促進事業のうち、ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業について、次のとおり、対象者などを変更しますので、お知らせします。

| 区分                   | 新（変更後）  | 旧（変更前）                                 |
|----------------------|---|--|
| 検査目的<br><b>変更なし</b>  | 飲食、イベント、旅行等の活動に際して、陰性の検査結果を確認する必要があるため  | 飲食、イベント、旅行等の活動に際して、陰性の検査結果を確認する必要があるため |
| 対象者<br><b>変更あり</b>   | <b>無症状で<br/>原則として3回目のワクチン接種未了の者</b><br><br>（ 3回目の接種完了者が検査を受ける場合<br>高齢者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合等、3回目接種完了者であっても検査を受検する必要が認められたことを証する書類等の提示が必要 ） | <b>無症状で<br/>健康上の理由等でワクチン接種を受けられない者</b> |
| 検査の種類<br><b>変更あり</b> | <b>原則として抗原定性検査</b><br><br>（ PCR検査等を希望する場合<br>検査申込者が10歳未満であること又は高齢者等との接触が予定されることを証する書類等の提示が必要 ）  | <b>PCR検査等 又は 抗原定性検査</b>                |
| 終期<br><b>変更あり</b>    | <b>令和4年6月30日（木）まで</b>   | <b>令和4年3月31日（木）まで</b>                  |

【参考1】飲食店や旅行社の割引などのサービス提供の条件が、「PCR検査」ではなく「抗原定性検査」による陰性の検査結果であることを確認の上、無料検査を受検してください。

【参考2】令和4年4月1日現在で、無料検査を受けることができる県内の薬局等は、237箇所となります。